

○愛媛県教育委員会規則第11号

愛媛県教育委員会事務局職員等の勤務時間の割振り等に関する規則及び愛媛県立図書館等に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年 3月31日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県教育委員会事務局職員等の勤務時間の割振り等に関する規則及び愛媛県立図書館等に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を改正する規則

(愛媛県教育委員会事務局職員等の勤務時間の割振り等に関する規則の一部改正)

第1条 愛媛県教育委員会事務局職員等の勤務時間の割振り等に関する規則(昭和38年愛媛県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則で職員とは、愛媛県教育委員会事務局及び愛媛県教育委員会の所管に属する地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条に規定する教育機関に勤務する職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する学校栄養職員及び事務職員、教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和27年愛媛県条例第31号)第2条に規定する教育職員並びに愛媛県立図書館、愛媛県総合科学博物館、愛媛県歴史文化博物館、愛媛県美術館、愛媛県立博物館、愛媛県生涯学習センター及びえひめ青少年ふれあいセンターに勤務する職員を除く。)をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則で職員とは、愛媛県教育委員会事務局及び愛媛県教育委員会の所管に属する地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条に規定する教育機関に勤務する職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する学校栄養職員及び事務職員、教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和27年愛媛県条例第31号)第2条に規定する教育職員並びに愛媛県立図書館、愛媛県総合科学博物館、愛媛県歴史文化博物館、愛媛県美術館、愛媛県立博物館、愛媛県生涯学習センター及び愛媛県立青年の家 _____ に勤務する職員を除く。)をいう。</p>

(愛媛県立図書館等に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部改正)

第2条 愛媛県立図書館等に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第3項ただし書及び第13条第1項の規定に基づき、愛媛県立図書館、愛媛県総合科学博物館、愛媛県歴史文化博物館、愛媛県美術館、愛媛県立博物館、愛媛県生涯学習センター及びえひめ青少年ふれあいセンターに勤務する職員(以下「職員」という。)の勤務時間の割振り等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(勤務時間等)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項の勤務時間は、愛媛県立博物館に勤務する職員にあっては午前9時30分から午後6時30分までに、<u>えひめ青少年ふれあいセンター</u>に勤務する職員にあっては午前8時30分から午後5時30分までに割り振るものとする。</p> <p>3 省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第3項ただし書及び第13条第1項の規定に基づき、愛媛県立図書館、愛媛県総合科学博物館、愛媛県歴史文化博物館、愛媛県美術館、愛媛県立博物館、愛媛県生涯学習センター及び愛媛県立青年の家 _____ に勤務する職員(以下「職員」という。)の勤務時間の割振り等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(勤務時間等)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項の勤務時間は、愛媛県立博物館に勤務する職員にあっては午前9時30分から午後6時30分までに、<u>愛媛県立青年の家 _____</u>に勤務する職員にあっては午前8時30分から午後5時30分までに割り振るものとする。</p> <p>3 省略</p>

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

○愛媛県教育委員会規則第12号

愛媛県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年 3月31日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則

愛媛県立学校教職員設置規則（昭和31年愛媛県教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条の2 別表に掲げる学校の教頭は、<u>分校長</u>と称する。</p> <p>第3条 校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手、技術職員及び寄宿舎指導員は、それぞれ学校教育法（昭和22年法律第26号）第62条、第70条及び第82条において準用する同法第37条第4項、第7項、第8項及び第11項から第17項までに規定する職務並びに同法第60条第4項及び第6項並びに同法第79条第2項に規定する職務に従事する。</p> <p>2～5 省略</p>	<p>第1条の2 別表に掲げる学校の教頭は、<u>副校長</u>と称する。</p> <p>第3条 校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手、技術職員及び寄宿舎指導員は、それぞれ学校教育法（昭和22年法律第26号）第62条、第70条及び第82条において準用する同法第37条第3項から第12項 _____までに規定する職務並びに第60条第3項及び第5項 _____第79条第2項に規定する職務に従事する。</p> <p>2～5 省略</p>

附 則

この規則は、平成20年 4月 1日から施行する。

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第1号

教育事務所の名称、位置及び所管区域（昭和32年 2月愛媛県教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正し、平成20年 4月 1日から施行する。

この告示の施行の際、松山教育事務所、西条教育事務所又は宇和島教育事務所に勤務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ中予教育事務所、東予教育事務所又は南予教育事務所に勤務を命ぜられたものとする。

平成20年 3月31日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																				
<p>愛媛県教育委員会事務局組織規則（平成元年愛媛県教育委員会規則第5号）第2条第4項の規定による教育事務所の名称、位置及び所管区域を次のように定め、昭和32年 2月18日から開所し、昭和30年愛媛県教育委員会告示第31号は廃止する。</p> <p>教育事務所の名称、位置及び所管区域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">教育事務所</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中予教育事務所</td> <td>松山市</td> <td>上浮穴郡、伊予郡、松山市、伊予市、東温市</td> </tr> <tr> <td>東予教育事務所</td> <td>西条市</td> <td>越智郡、今治市、新居浜市、西条市、四国中央市</td> </tr> <tr> <td>南予教育事務所</td> <td>宇和島市</td> <td>喜多郡、西宇和郡、北宇和郡、南宇和郡、宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市</td> </tr> </tbody> </table>	教育事務所			名称	位置	所管区域	中予教育事務所	松山市	上浮穴郡、伊予郡、松山市、伊予市、東温市	東予教育事務所	西条市	越智郡、今治市、新居浜市、西条市、四国中央市	南予教育事務所	宇和島市	喜多郡、西宇和郡、北宇和郡、南宇和郡、宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市	<p>愛媛県教育委員会事務局組織規則（平成元年愛媛県教育委員会規則第5号）第2条第5項の規定による教育事務所の名称、位置及び所管区域を次のように定め、昭和32年 2月18日から開所し、昭和30年愛媛県教育委員会告示第31号は廃止する。</p> <p>教育事務所の名称、位置及び所管区域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">教育事務所</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松山教育事務所</td> <td>松山市</td> <td>上浮穴郡、伊予郡、松山市、伊予市、東温市</td> </tr> <tr> <td>今治 "</td> <td>今治市</td> <td>越智郡、今治市</td> </tr> <tr> <td>西条 "</td> <td>西条市</td> <td>新居浜市、西条市、四国中央市</td> </tr> <tr> <td>八幡浜 "</td> <td>八幡浜市</td> <td>喜多郡、西宇和郡、八幡浜市、大洲市、西予市</td> </tr> <tr> <td>宇和島 "</td> <td>宇和島市</td> <td>北宇和郡、南宇和郡、宇和島市</td> </tr> </tbody> </table>	教育事務所			名称	位置	所管区域	松山教育事務所	松山市	上浮穴郡、伊予郡、松山市、伊予市、東温市	今治 "	今治市	越智郡、今治市	西条 "	西条市	新居浜市、西条市、四国中央市	八幡浜 "	八幡浜市	喜多郡、西宇和郡、八幡浜市、大洲市、西予市	宇和島 "	宇和島市	北宇和郡、南宇和郡、宇和島市
教育事務所																																					
名称	位置	所管区域																																			
中予教育事務所	松山市	上浮穴郡、伊予郡、松山市、伊予市、東温市																																			
東予教育事務所	西条市	越智郡、今治市、新居浜市、西条市、四国中央市																																			
南予教育事務所	宇和島市	喜多郡、西宇和郡、北宇和郡、南宇和郡、宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市																																			
教育事務所																																					
名称	位置	所管区域																																			
松山教育事務所	松山市	上浮穴郡、伊予郡、松山市、伊予市、東温市																																			
今治 "	今治市	越智郡、今治市																																			
西条 "	西条市	新居浜市、西条市、四国中央市																																			
八幡浜 "	八幡浜市	喜多郡、西宇和郡、八幡浜市、大洲市、西予市																																			
宇和島 "	宇和島市	北宇和郡、南宇和郡、宇和島市																																			

○愛媛県教育委員会告示第 2 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第19条第 8 項の規定による教育行政に関する相談に関する事務を行う職員の指定（平成14年 1 月愛媛県教育委員会告示第 2 号）の一部を次のように改正し、平成20年 4 月 1 日から施行する。

平成20年 3月31日

愛媛県教育委員会
委員長 井 関 和 彦

「教育総務課」を「管理部教育総務課」に改める。

教育委員会訓令

○愛媛県教育委員会訓令第 2 号

教育委員会事務局
教 育 機 関

愛媛県教育委員会公印規程等の一部を改正する等の訓令を次のように定める。

平成20年 3月31日

愛媛県教育委員会
委員長 井 関 和 彦

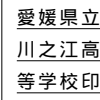
愛媛県教育委員会公印規程等の一部を改正する等の訓令

（愛媛県教育委員会公印規程の一部改正）

第 1 条 愛媛県教育委員会公印規程（昭和36年 7 月愛媛県教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>（公印の種類）</p> <p>第 2 条 公印は、職印及び庁印の 2 種とし、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 職印</p> <p>省略</p> <p>副教育長印</p> <p>省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>（公印の管守者）</p> <p>第 4 条 次の公印は、教育総務課長が管守する。</p> <p>(1)~(2) 省略</p> <p>(3) 副教育長印</p> <p>(4)~(5) 省略</p> <p>2 ~ 4 省略</p> <p>別表 2（第 3 条関係）</p> <p>第 1 ひな形</p> <p>1 職印</p> <table border="1"> <tr> <td>愛媛県教育委員会委員長印</td> <td>愛媛県教育委員会教育長印</td> <td>愛媛県教育委員会事務局副教育長印</td> <td>愛媛県教育委員会事務局管理部長印</td> </tr> <tr> <td>愛媛県教育委員会事務局管理部教育総務課長印</td> <td>中予教育事務所所長印</td> <td>愛媛県立川之江高等学校印</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 庁印</p> <table border="1"> <tr> <td>愛媛県教育委員会印</td> <td>愛媛県教育委員会事務局管理部教育総務課印</td> <td>中予教育事務所印</td> <td>愛媛県立川之江高等学校印</td> </tr> </table>	愛媛県教育委員会委員長印	愛媛県教育委員会教育長印	愛媛県教育委員会事務局副教育長印	愛媛県教育委員会事務局管理部長印	愛媛県教育委員会事務局管理部教育総務課長印	中予教育事務所所長印	愛媛県立川之江高等学校印		愛媛県教育委員会印	愛媛県教育委員会事務局管理部教育総務課印	中予教育事務所印	愛媛県立川之江高等学校印	<p>（公印の種類）</p> <p>第 2 条 公印は、職印及び庁印の 2 種とし、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 職印</p> <p>省略</p> <p>教育次長印</p> <p>省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>（公印の管守者）</p> <p>第 4 条 次の公印は、教育総務課長が管守する。</p> <p>(1)~(2) 省略</p> <p>(3) 教育次長印</p> <p>(4)~(5) 省略</p> <p>2 ~ 4 省略</p> <p>別表 2（第 3 条関係）</p> <p>第 1 ひな形</p> <p>1 職印</p> <table border="1"> <tr> <td>愛媛県教育委員会委員長印</td> <td>愛媛県教育委員会教育長印</td> <td>愛媛県教育委員会事務局教育次長印</td> <td>愛媛県教育委員会事務局指導部長印</td> </tr> <tr> <td>愛媛県教育委員会事務局教育総務課長印</td> <td>愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課長印</td> <td>松山教育事務所所長印</td> <td>愛媛県立川之江高等学校長印</td> </tr> </table> <p>2 庁印</p> <table border="1"> <tr> <td>愛媛県教育委員会印</td> <td>愛媛県教育委員会事務局総務課印</td> <td>愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課印</td> <td>松山教育事務所印</td> </tr> </table>	愛媛県教育委員会委員長印	愛媛県教育委員会教育長印	愛媛県教育委員会事務局教育次長印	愛媛県教育委員会事務局指導部長印	愛媛県教育委員会事務局教育総務課長印	愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課長印	松山教育事務所所長印	愛媛県立川之江高等学校長印	愛媛県教育委員会印	愛媛県教育委員会事務局総務課印	愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課印	松山教育事務所印
愛媛県教育委員会委員長印	愛媛県教育委員会教育長印	愛媛県教育委員会事務局副教育長印	愛媛県教育委員会事務局管理部長印																						
愛媛県教育委員会事務局管理部教育総務課長印	中予教育事務所所長印	愛媛県立川之江高等学校印																							
愛媛県教育委員会印	愛媛県教育委員会事務局管理部教育総務課印	中予教育事務所印	愛媛県立川之江高等学校印																						
愛媛県教育委員会委員長印	愛媛県教育委員会教育長印	愛媛県教育委員会事務局教育次長印	愛媛県教育委員会事務局指導部長印																						
愛媛県教育委員会事務局教育総務課長印	愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課長印	松山教育事務所所長印	愛媛県立川之江高等学校長印																						
愛媛県教育委員会印	愛媛県教育委員会事務局総務課印	愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課印	松山教育事務所印																						



備考

1～3 省略

第2 省略

備考

1～3 省略

第2 省略

(愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程の一部改正)

第2条 愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程(昭和32年2月愛媛県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第3条 必要な課に副参事、管理主事、指導主事、社会教育主事、教育専門員、専門員、<u>担当係長及び主任</u>を置く。</p> <p>2 前項に規定する職員は、それぞれ愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)第10条第4項、第5項から第9項まで、<u>第11項及び第12項</u>に規定する職務に従事する。</p>	<p>第3条 必要な課に副参事、管理主事、指導主事、社会教育主事、教育専門員、専門員_____及び主任を置く。</p> <p>2 前項に規定する職員は、それぞれ愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)第10条第4項、第5項から第9項まで及び第11項_____に規定する職務に従事する。</p>

(愛媛県立図書館処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県立図書館処務規程(昭和33年2月愛媛県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 教育専門員、専門員、係長及び主任は、それぞれ組織規則第10条第8項及び第9項、第9条第6項並びに<u>第10条第12項</u>に規定する職務に従事する。</p> <p>6～8 省略</p>	<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 教育専門員、専門員、係長及び主任は、それぞれ組織規則第10条第8項及び第9項、第9条第6項並びに<u>第10条第11項</u>に規定する職務に従事する。</p> <p>6～8 省略</p>

(愛媛県立博物館処務規程の一部改正)

第4条 愛媛県立博物館処務規程(昭和36年11月愛媛県教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～7 省略</p> <p>8 主任は、<u>組織規則第10条第12項</u>に規定する職務に従事する。</p> <p>9～11 省略</p>	<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～7 省略</p> <p>8 主任は、<u>組織規則第10条第11項</u>に規定する職務に従事する。</p> <p>9～11 省略</p>

(愛媛県総合教育センター処務規程の一部改正)

第5条 愛媛県総合教育センター処務規程(昭和41年3月愛媛県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 係長、主任、主事及び技師は、それぞれ組織規則第9条第6項、<u>第10条第12項及び第12条第2項</u>に規定する職務に従事する。</p> <p>7・8 省略</p>	<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 係長、主任、主事及び技師は、それぞれ組織規則第9条第6項、<u>第10条第11項及び第12条第2項</u>に規定する職務に従事する。</p> <p>7・8 省略</p>

(愛媛県生涯学習センター処務規程の一部改正)

第6条 愛媛県生涯学習センター処務規程(平成12年4月愛媛県教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職務) 第3条 省略 2～4 省略 5 係長及び担当係長は、組織規則第9条第6項及び 第10条第11項 に規定する職務に従事する。 6 省略 7 主任は、組織規則 第10条第12項 に規定する職務に従事する。 8～10 省略	(職務) 第3条 省略 2～4 省略 5 係長及び担当係長は、組織規則第9条第6項及び 第10条第10項 に規定する職務に従事する。 6 省略 7 主任は、組織規則 第10条第11項 に規定する職務に従事する。 8～10 省略

(愛媛県総合科学博物館処務規程の一部改正)

第7条 愛媛県総合科学博物館処務規程(平成12年4月愛媛県教育委員会訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職務) 第3条 省略 2～6 省略 7 主任は、組織規則 第10条第12項 に規定する職務に従事する。 8～10 省略	(職務) 第3条 省略 2～6 省略 7 主任は、組織規則 第10条第11項 に規定する職務に従事する。 8～10 省略

(愛媛県歴史文化博物館処務規程の一部改正)

第8条 愛媛県歴史文化博物館処務規程(平成12年4月愛媛県教育委員会訓令第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職務) 第3条 省略 2～6 省略 7 主任は、組織規則 第10条第12項 に規定する職務に従事する。 8～10 省略	(職務) 第3条 省略 2～6 省略 7 主任は、組織規則 第10条第11項 に規定する職務に従事する。 8～10 省略

(愛媛県美術館処務規程の一部改正)

第9条 愛媛県美術館処務規程(平成12年4月愛媛県教育委員会訓令第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職務) 第3条 省略 2～4 省略 5 係長及び主任は、それぞれ組織規則第9条第6項及び 第10条第12項 に規定する職務に従事する。 6～8 省略	(職務) 第3条 省略 2～4 省略 5 係長及び主任は、それぞれ組織規則第9条第6項及び 第10条第11項 に規定する職務に従事する。 6～8 省略

(愛媛県立青年の家処務規程の廃止)

第10条 愛媛県立青年の家処務規程(昭和35年6月愛媛県教育委員会訓令第1号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

○愛媛県教育委員会訓令第3号

教育委員会事務局
えひめ青少年ふれあいセンター

えひめ青少年ふれあいセンター処務規程を次のように定める。

平成20年3月31日

愛媛県教育委員会
委員長 井 関 和 彦

えひめ青少年ふれあいセンター処務規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、えひめ青少年ふれあいセンター(以下「センター」という。)の処務に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 センターの副参事は、愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号。以下「組織規則」という。)第10条第4項に規定する職務に従事する。

2 所長は、上司の命を受け、所務を掌理し、所員を指揮監督する。

3 所長補佐は、所長を補佐し、所長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 社会教育主事、教育専門員、専門員、係長、主任及び主事は、それぞれ組織規則第10条第7項から第9項まで、第9条第6項、第10条第12項及び第12条第2項に規定する職務に従事する。

(代決)

第3条 所長が不在のときは、所長補佐が所長の事務を代決する。

2 所長及び所長補佐がともに不在のときは、あらかじめ所長の指定した職員が所長の事務を代決する。

3 前2項の規定により代決した事務で重要なものは、後閲を受けなければならない。

(所長専決事項)

第4条 所長は、所長の海外出張及び異例又は重要と認められるものを除き、専決処理することができる。

(簿冊の整備)

第5条 センターは、必要な簿冊を備え付けて、整理しておかななければならない。

(処務細則)

第6条 この訓令に定めるもののほか、事務処理に関し必要な事項は、愛媛県教育委員会事務局処務細則(昭和32年9月愛媛県教育委員会教育長訓第2号)の例による。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に作成されている愛媛県選挙管理委員会委員長、愛媛県選挙管理委員会書記長及び愛媛県選挙管理委員会の公印は、改正後の愛媛県選挙管理委員会規程(以下「新規程」という。)別表第2の規定にかかわらず、改刻されるまでの間は、使用することができる。

(施行前の準備)

3 新規程第18条の規定による公印の新設、改刻又は廃止の承認を受けようとする者は、この規程の施行前においても、その手続を行うことができる。新規程第19条の規定による公印の登録についても、同様とする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第15号

愛媛県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月31日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

愛媛県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

愛媛県選挙管理委員会規程(昭和45年11月愛媛県選挙管理委員会告示)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1章 組織 <u>(委員長の選挙)</u> 第1条 愛媛県選挙管理委員会委員長(以下「委員長」という。)の選挙は、無記名投票で行い_____最多数を得た者をもつて当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで_____定める。 2 前項の選挙について、愛媛県選挙管理委員(以下「委員」という。)中に異議がないときは、<u>指名推選</u>の方法を用いることができる。 3 省略 <u>(委員長の任期)</u> 第2条 省略 <u>(委員長の職務代理等)</u> 第3条 省略 2 委員長及び委員長の職務を代理する委員が共に事故があるとき又は欠けたときは、<u>仮委員長が委員長の職務を行う</u>。 3 前項の仮委員長は、<u>年長の委員をもつて充てる</u>。 第2章 会議 <u>(委員会の招集)</u> 第4条 委員会の招集は、委員に対する通知により<u>行う</u>。 2 前項の通知には、<u>委員会の招集の日時、場所及び議題を付記しなければならぬ</u>。 3 <u>委員の選挙後最初に行われる委員会の招集は、書記長が行う</u>。 <u>(欠席の届出)</u> 第5条 省略 <u>(会議録の調製)</u> 第6条 委員長は、<u>書記に_____会議録を調製し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載させなければならない</u>。 <u>(議事)</u> 第7条 この章に規定するもののほか、委員会の開閉、議案の審査、議決その他委員会の議事に関しては、<u>県議会の例による</u>。 第3章 委員長の職務権限 <u>(委員長の担当事務)</u> 第8条 省略 <u>(委員長の専決)</u> 第9条 委員会の権限に属する事務のうち、次の事項については、委員長において_____専決することができる。 (1)~(3) 省略 第4章 職員の執務 <u>(職員)</u> 第10条 委員会に属する事務を処理するため、<u>書記長、地方書記長、書記長補佐、地方書記長補佐及び書記を置く</u>。 2 <u>前項に定めるもののほか、必要に応じ臨時又は非常勤の職員を置くことができる</u>。 3 <u>地方書記長、書記長補佐及び地方書記長補佐は、書記のうちから委員長が命ずる</u>。 4 <u>地方書記長は、愛媛県地方局設置条例(昭和55年愛媛県条例第1号)第2条に規定する地方局ごとに置き、その名称及び所管区域は、別表第1のとおりとする</u>。 <u>(職務)</u> 第11条 省略 2 <u>書記長補佐は、書記長を補佐し、書記長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ書記長の定めた順序により、その職務を代理</u></p>	<p>第1章 組織 第1条 愛媛県選挙管理委員会委員長(以下「委員長」という。)の選挙は、無記名投票で<u>これを行ない</u>最多数を得た者をもつて当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで<u>これを定める</u>。 2 前項の選挙について、愛媛県選挙管理委員(以下「委員」という。)中に異議がないときは、<u>指名推薦</u>の方法を用いることができる。 3 省略 第2条 省略 第3条 省略 2 委員長及び委員長の職務を代理する委員が共に事故があるとき又は欠けたときは、<u>仮委員長が委員長の職務を行なう</u>。 3 前項の仮委員長は、<u>年長の委員をもつてこれにあてる</u>。 第2章 会議 第4条 委員会の招集は、委員に対する通知により<u>これを行なう</u>。 2 前項の通知には、<u>委員会招集</u>の日時、場所及び議題を付記しなければならぬ。 第5条 省略 第6条 委員長は、<u>書記をして会議録を調整し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載させなければならない</u>。 第7条 <u>本章</u>に規定するものの外、委員会の開閉、議案の審査、議決その他委員会の議事に関しては、<u>県議会の例による</u>。 第3章 委員長の職務権限 第8条 省略 第9条 委員会の権限に属する事務のうち、次の事項については、委員長において<u>これを専決</u>することができる。 (1)~(3) 省略 第4章 職員の執務 第10条 委員会に属する事務を処理するため、<u>書記長、地方書記長_____及び書記を置く</u>。 2 <u>地方書記長_____は、書記のうちから委員長が命ずる</u>。 第11条 <u>地方書記長は、愛媛県地方局設置条例(昭和55年条例第1号)第2条に規定する地方局ごとに置き、その名称及び所管区域は、別表のとおりとする</u>。 第12条 省略</p>

する。

3 地方書記長補佐は、地方書記長を補佐し、地方書記長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ地方書記長の定めた順序により、その職務を代理する。

4 書記は、上司の命を受け、委員会の事務に従事する。
(事務の決裁、専決及び代決)

第12条 すべての事務は、決裁を経て施行しなければならない。

2 事務は、原則として順次直属の上司の決裁を受けなければならない。

3 委員長の権限に属する事務のうち、定例的かつ軽易なもので、あらかじめ、委員長の承認を得たものについては、書記長及び地方書記長において専決することができる。

4 委員長が不在のときは、書記長又は地方書記長が代決する。

5 書記長又は地方書記長が不在のときは、あらかじめ書記長又は地方書記長の定めた書記長補佐又は地方書記長補佐が代決する。

(職員の服務及び事務の処理)

第13条 この章に規定するもののほか、職員の服務及び事務の処理に関しては、知事部局の例による。

第5章 告示の方法

第14条 委員会及び委員長の告示は、愛媛県報に掲載して行うものとする。

第6章 公印

(公印の種類)

第15条 公印は、職印及び庁印の2種とし、次に掲げるとおりとする。

(1) 職印

委員長印

書記長印

地方書記長印

(2) 庁印

選挙管理委員会印

2 前項に定めるもののほか、必要な公印を置くことができる。

(公印のひな形及び寸法)

第16条 公印のひな形及び寸法は、別表第2のとおりとする。

(公印の管理者)

第17条 次の表の左欄に掲げる公印は、それぞれ同表の右欄に掲げる者が管守する。

公 印	管 守 者
委員長印	書記長
書記長印	
選挙管理委員会印	
地方書記長印	地方書記長

2 前項に定めるもの以外の公印は、委員長が指定する者が管守するものとする。

3 公印の管理者は、事務処理上、自ら公印を管守することが適当でないと認めるときは、あらかじめ、所属の職員中から公印の取扱者(以下「公印取扱者」という。)を指定して補助させることができる。

(公印の新設、改刻又は廃止の手続)

2 書記は、上司の命を受け、委員会の事務に従事する。

第13条 委員長の権限に属する事務のうち、定例的かつ軽易なもので、あらかじめ、委員長の承認を得たものについては、書記長及び地方書記長においてこれを専決することができる。

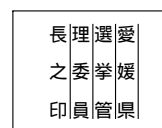
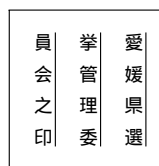
第14条 本章に規定するものの外、職員の服務及び事務の処理に関しては、知事部局の例による。

第5章 告示の方法

第15条 委員会及び委員長の告示は、愛媛県報に掲載してこれを行うものとする。

第6章 公印

第16条 委員会及び委員長の公印は、次のように定める。



第18条 公印の管守者は、公印の新設、改刻（現にある印章が損傷、
摩滅又は亡失のため、それに代わる印章を更に作成することをいう。
以下同じ。）、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ、公印新
設（改刻・廃止）承認願を委員長に提出して、その承認を受けなけれ
ばならない。

（公印の登録）

第19条 公印の管守者は、前条の規定により公印を新設し、又は改刻
したときは、公印登録申請書を委員長に提出して、その登録を受けな
ければならない。

2 委員長は、登録を適当と認めるときは、公印台帳に登録し、その
旨を、遅滞なく、当該申請者に通知しなければならない。

（告示）

第20条 委員長印及び選挙管理委員会印を新設し、改刻し、又は廃止
したときは、その旨を告示するものとする。

（公印の刷込み）

第21条 公印は、特に必要があると認められるときは、証票等にその
印影を印刷し、又は印影を縮小して印刷することができる。

（公印の引継ぎ）

第22条 公印の管守者は、第17条第3項の規定により、新たに公印取
扱者を指定し、又は変更した場合は、公印の引継ぎを確認した上、公
印取扱者指定届（公印取扱者変更届）を委員長に提出しなければならない。

2 機構の改正により廃止となつた公印は、事務引継ぎを受けた主た
る機関の公印の管守者が保管しなければならない。

（旧印の保存）

第23条 公印の管守者は、改刻により不用となつた旧公印又は職制等
の変更により使用しなくなつた公印を、その時から起算して、次によ
り、保存しなければならない。

(1) 委員長印及び選挙管理委員会印 10年

(2) 前号以外の公印 3年

2 公印の管守者は、前項の保存期間が経過したときは、所定の手続
を経て当該公印を廃棄しなければならない。

（公印の事故）

第24条 公印の管守者は、公印に盗難、紛失又は偽造があつたときは、
公印事故届を委員長に提出しなければならない。

（公印の制式、管守及び使用）

第25条 この章に規定するもののほか、公印に関しては、知事部局の
例による。

別表第1（第10条関係）

名 称	位 置	所 管 区 域
東予地方 書記長	西条市	西条市、今治市、新居浜市、四国中央市及 び越智郡
中予地方 書記長	松山市	松山市、伊予市、東温市、上浮穴郡及び伊 予郡
南予地方 書記長	宇和島 市	宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、喜 多郡、西宇和郡、北宇和郡及び南宇和郡

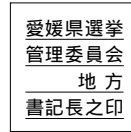
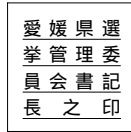
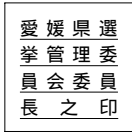
別表

名 称	位 置	所 管 区 域
西条地方 書記長	西条市	西条市、新居浜市及び四国中央市
今治地方 書記長	今治市	今治市及び越智郡
松山地方 書記長	松山市	松山市、伊予市、東温市、上浮穴郡及び 伊予郡
八幡浜地 方書記長	八幡浜市	八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡及び 西宇和郡
宇和島地 方書記長	宇和島市	宇和島市、北宇和郡及び南宇和郡

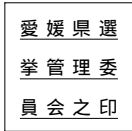
別表第2 (第16条関係)

第1 ひな形

1 職印



2 庁印



注1 公印は、特別の場合のほか、正方形、左横書きとし、字体は、なるべく「てん書」を用いること。

2 「印」又は「之印」の文字は、字配りを考慮し、適宜用いて差し支えない。

第2 寸法

公印の種類	寸法 方(ミリメートル)
職印	
委員長印	25
委員長印(委員長賞状用)	28
書記長印	20
地方書記長印	20
庁印	
委員会印	30

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に作成されている愛媛県選挙管理委員会委員長、愛媛県選挙管理委員会書記長及び愛媛県選挙管理委員会の公印は、改正後の愛媛県選挙管理委員会規程(以下「新規程」という。)別表第2の規定にかかわらず、改刻されるまでの間は、使用することができる。

(施行前の準備)

3 新規程第18条の規定による公印の新設、改刻又は廃止の承認を受けようとする者は、この規程の施行前においても、その手続を行うことができる。新規程第19条の規定による公印の登録についても、同様とする。

○愛媛県選挙管理委員会告示第16号

愛媛県選挙管理委員会事務専決規程を次のように定める。

平成20年3月31日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

愛媛県選挙管理委員会事務専決規程

(委員長の専決事項)

第1条 愛媛県選挙管理委員会規程(昭和45年11月愛媛県選挙管理委員会告示)第9条第2号の規定に基づく愛媛県選挙管理委員会委員長(以下「委員長」という。)の専決事項は、愛媛県選挙管理委員会(以下「委員会」という。)の権限に属する事務のうち、別に定めるものを除き、次に掲げるものを除くものとする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条の2第7項(同法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく審査の申立ての裁決に関すること。
- (2) 地方自治法第143条第1項の規定に基づく愛媛県知事(以下「知事」という。)の被選挙権の有無及び同法第142条の規定に該当するかどうかの決定に関すること。

- (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第9条第2項において準用する地方自治法第143条第1項後段の規定に基づく愛媛県教育委員会委員につき知事の被選挙権の有無の決定に関する事。
- (4) 地方自治法第184条第1項の規定に基づく愛媛県選挙管理委員（以下「委員」という。）の選挙権の有無及び同法第180条の5第6項の規定に該当するかどうかの決定に関する事。
- (5) 地方自治法第185条第1項の規定に基づく委員長の退職の承認に関する事。
- (6) 地方自治法第187条第1項の規定に基づく委員長の選挙に関する事。
- (7) 地方自治法第189条第2項ただし書の規定に基づく委員の会議への出席及び発言の同意に関する事。
- (8) 地方自治法第194条の規定に基づき委員会に関し必要な事項を定める事。
- (9) 地方自治法第245条の9第2項の規定に基づき市町が第1号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定める事。
- (10) 公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第18条第2項の規定に基づき開票区を設ける事。
- (11) 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「政令」という。）第6条の規定に基づく愛媛県議会議員の所属選挙区の変更に関する事。
- (12) 法第22条第2項の規定に基づき選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を定める事。
- (13) 法第23条第1項の規定に基づき選挙人名簿の登録の縦覧期間を定める事。
- (14) 選挙又は投票の期日を定める事。
- (15) 政令第49条の3の規定に基づき記号式投票による選挙における投票の記載方法を定める事。
- (16) 政令第49条の5の規定に基づき公職の候補者が死亡した場合等における投票用紙における公職の候補者の表示方法等を定める事。
- (17) 選挙長、選挙分会長及び審査分会長並びにこれらの者の職務代理者の選任に関する事。
- (18) 法第77条の規定に基づく選挙会、選挙分会及び審査分会の場所の指定に関する事。
- (19) 法第78条の規定に基づく選挙会、選挙分会及び審査分会の日時の決定に関する事。
- (20) 政令第55条第2項及び第4項第2号（これらの規定を準用する場合及び例によることとされている場合を含む。）の規定に基づく不在者投票のできる施設の指定及び指定の取消しに関する事。
- (21) 法第45条第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定に基づき投票用紙の様式を定める事。
- (22) 投票用紙、不在者投票用封筒、郵便等による不在者投票の投票用封筒及び仮投票用封筒に押すべき印に関する事。
- (23) 法第119条第1項又は第2項の規定に基づく同時選挙の執行の決定に関する事。
- (24) 法第122条の規定に基づき法第119条第2項の規定により同時に選挙を行う場合における投票及び開票の順序を定める事。
- (25) 法第141条第5項及び第201条の11第3項の規定に基づき自動車、船舶又は拡声機の表示を定める事。
- (26) 法第141条の2第2項及び第164条の7第2項の規定に基づき腕章に関し定めるべきものに関する事。
- (27) 法第143条第17項、第164条の2第2項及び第201条の11第8項の規定に基づき立札及び看板の類の表示を定める事。
- (28) 法第144条第2項（法第201条の4第9項において準用する場合を含む。）及び第201条の11第4項の規定に基づきポスターの検印及び証紙に関し定めるべきものに関する事。
- (29) 法第144条の2第2項ただし書又は愛媛県議会議員選挙ポスター掲示場設置条例（昭和57年愛媛県条例第26号）第3条の規定に基づくポスター掲示場の総数を減ずることの協議に関する事。
- (30) 愛媛県議会議員選挙ポスター掲示場設置条例第4条の規定に基づくポスター掲示場の設置に関し必要な事項を定める事。
- (31) 法第144条の2第7項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定に基づきポスター掲示場におけるポスターの掲示の順序その他ポスターの掲示に関し必要な事項を定める事。
- (32) 法第148条第2項（法第201条の15第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく新聞紙又は雑誌を掲示することができる場所の指定に関する事。
- (33) 法第149条第5項の規定に基づく同条第1項から第4項までの広告を掲載した新聞紙を掲示することができる場所の指定に関する事。
- (34) 政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年11月自治省告示第165号）第2条第7項の規定に基づき候補者又は候補者届出政党（同条第12項に規定する候補者届出政党をいう。）が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を定める事。
- (35) 政見放送及び経歴放送実施規程第4条第1項ただし書の規定に基づき経歴放送に関し定めるべきものに関する事。
- (36) 政見放送及び経歴放送実施規程第14条第1項ただし書の規定に基づき政見放送の日時を定める事。
- (37) 政令第112条第1項の規定に基づき同項に規定する個人演説会等を開催しようとする場合における文書の様式を定める事。
- (38) 法第164条の5第2項の規定に基づき標旗の様式を定める事。
- (39) 選挙公報の掲載の順序、政見放送の放送の順序及び投票記載所の氏名等の掲示の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時の決定に関する事。
- (40) 法第172条及び愛媛県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成19年愛媛県条例第51号）第8条の規定に基づき選挙公報の発行に関し必要な事項を定める事。
- (41) 法第175条第8項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第24条の規定に基づき投票記載所の氏名等の掲示に関し必要な事項を定める事。

- (42) 愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年愛媛県条例第24号。以下「選挙運動公費負担条例」という。）第12条の規定に基づき選挙運動公費負担条例の施行に関し必要な事項を定めること。
- (43) 法第192条第4項の規定に基づき選挙運動に関する収入及び支出の報告書の閲覧に関し定めるべきものに関する事。
- (44) 政令第127条の2第4項の規定に基づき繰延投票における選挙運動に関する支出金額の制限額を決定すること。
- (45) 法第197条の2第1項の規定に基づき選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償並びに選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額を定めること。
- (46) 法第197条の2第2項の規定に基づき選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者に限る。）に対して支給することができる報酬の額を定めること。
- (47) 法第205条第1項及び第209条第1項の規定（これらの規定を地方自治法第85条第1項及び第262条第1項において準用する場合を含む。）による選挙及び当選の効力に関する異議の申出の決定及び審査の申立ての裁決に関する事。
- (48) 選挙及び当選の効力に関する訴訟に関する応訴の方針の決定に関する事。
- (49) 政令第129条の5第2項の規定に基づき愛媛県議会議員及び知事の選挙における政談演説会の開催の届出の様式を定める事。
- (50) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条の2第2項の規定に基づき収支報告書及び監査意見書の閲覧に関し定めるべきものに関する事。
- (51) 政党助成法（平成6年法律第5号）第32条第5項の規定に基づき報告書等の閲覧に関し定めるべきものに関する事。
- (52) 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第13条第1項ただし書の規定に基づく選挙等の執行経費の事務費の基本額に係る総務大臣との協議に関する事。
- (53) 土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第5条第1項の規定に基づき土地改良区の総代の選挙に関する事務を管理する市町の選挙管理委員会の指定に関する事。
- (54) 愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）第38条の規定に基づき同条例の施行に関し必要な事項を定める事。
- (55) 愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第48条の規定に基づき同条例の施行に関し必要な事項を定める事。
- (56) 愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年愛媛県条例第15号）第10条の規定に基づき同条例の施行に関し必要な事項を定める事。

2 委員長は、前項の専決事項について委員会の議決を求めることが適当であると認めるときは、委員会に提出することができる。

（書記長及び地方書記長の専決事項）

第2条 愛媛県選挙管理委員会規程第12条第3項の規定に基づく愛媛県選挙管理委員会書記長（以下「書記長」という。）の専決事項は、委員長の権限に属する事務のうち、別に定めるものを除き、定例的かつ軽易な事務（次項各号に掲げる事務を除く。）とする。

2 愛媛県選挙管理委員会規程第12条第3項の規定に基づく愛媛県選挙管理委員会地方書記長（以下「地方書記長」という。）の専決事項は、委員長の権限に属する事務のうち、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 愛媛県議会議員の選挙における次に掲げる事項（当該地方書記長の所管区域に属する選挙区に係るものに限る。）

ア 法第105条の規定に基づく当選証書の付与に関する事。

イ 法第130条第2項の規定に基づく選挙事務所の設置及び異動の届出の受理に関する事。

ウ 法第180条第3項（同項の規定の例によることとされている場合を含む。）の規定に基づく出納責任者の選任及び異動の届出の受理に関する事。

エ 法第189条第1項の規定に基づく選挙運動の収支報告書の提出の受理に関する事。

オ 法第192条第1項の規定に基づく選挙運動の収支報告書の要旨の公表に関する事。

カ 法第192条第3項及び第4項の規定に基づく選挙運動の収支報告書の保存及び閲覧に関する事。

キ 法第193条の規定に基づく選挙運動の収支報告書に関する報告及び資料の提出の要求に関する事。

ク 法第197条の2第5項の規定に基づく届出の受理に関する事。

ケ 選挙運動公費負担条例第3条の規定に基づく選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出の受理に関する事。

コ 選挙運動公費負担条例第4条第2号イの規定に基づく選挙運動用自動車の燃料の供給の確認に関する事。

サ 選挙運動公費負担条例第10条の規定に基づく選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出の受理に関する事。

シ 選挙運動公費負担条例第11条の規定に基づく選挙運動用ポスターの作成枚数の確認に関する事。

ス 愛媛県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成19年愛媛県条例第51号）第3条第1項の規定に基づく選挙公報の掲載の申請の受理及び審査に関する事。

セ 愛媛県選挙公営実施規程（昭和44年11月愛媛県選挙管理委員会告示）第49条の規定に基づく選挙公報の掲載文の訂正に関する事。

ソ 愛媛県選挙公営実施規程第51条第1項の規定に基づく選挙公報の掲載文の撤回及び修正の申請の受理及び審査に関する事。

(2) 選挙の啓発に関する事。

(3) 管内の市町選挙管理委員会等からの報告、届出等の受付に関する事。

3 委員長は、必要があると認めるときは、前2項の規定により書記長又は地方書記長が専決した事項について、報告を求めることができる。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

○愛媛県選挙管理委員会告示第17号

選挙運動に関する収支報告書の閲覧に関する規程を次のように定める。

平成20年3月31日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

選挙運動に関する収支報告書の閲覧に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第4項の規定に基づき、同法第189条の規定による報告書(以下「報告書」という。)の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所)

第2条 報告書を閲覧に供するため、次の表に掲げる場所に閲覧所を置く。

1	松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県選挙管理委員会事務局(愛媛県総務部新行政推進局市町振興課内)
2	西条市喜多川796番地1 愛媛県東予地方局総務企画部地域政策課内
3	松山市北持田町132番地 愛媛県中予地方局総務企画部地域政策課内
4	宇和島市天神町7番1号 愛媛県南予地方局総務企画部地域政策課内

2 前項の表1の項に掲げる閲覧所においては愛媛県議会議員の選挙以外の選挙に係る報告書を、前項の表2の項から4の項までに掲げる閲覧所においては愛媛県議会議員の選挙に係る報告書(当該地方局の所管区域に属する選挙区に係るものに限る。)を備えるものとする。

(休業日)

第3条 閲覧所の休業日は、愛媛県の休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)に規定する県の休日とする。

(閲覧時間)

第4条 閲覧所における閲覧時間は、県の執務時間とする。

(閲覧請求)

第5条 報告書の閲覧をしようとする者は、選挙運動収支報告書閲覧請求書(別記様式)を愛媛県選挙管理委員会に提出しなければならない。

(閲覧者の遵守事項)

第6条 報告書を閲覧する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書は、閲覧所で閲覧し、閲覧所以外に持ち出さないこと。
- (2) 報告書は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならないこと。
- (3) 他の閲覧者の迷惑になる物を持ち込まないこと。
- (4) 他の閲覧者の迷惑になる行為をしないこと。
- (5) 報告書の閲覧が終わったときは、書記の確認を受けて返還すること。
- (6) その他書記の指示に従うこと。

(閲覧の中止及び禁止)

第7条 閲覧者が前条の規定に違反した場合又はそのおそれがある場合には、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規程の施行前に執行された愛媛県議会議員の選挙に係る報告書については、第2条第2項の規定にかかわらず、同条第1項の表1の項に掲げる閲覧所に備えるものとする。

別記様式（第5条関係） 選挙運動収支報告書閲覧請求書

選挙運動収支報告書閲覧請求書

年 月 日

愛媛県選挙管理委員会 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の
請求者 所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者
の氏名並びに閲覧者の氏名）

閲覧を請求する選挙運動収支報告書

候補者の氏名	選挙の種類

※閲覧の日時

年 月 日 時 分 ~ 時 分

担当者
確認印

※

記載上の注意事項

※のある欄は、記載する必要はありません。

県 議 会 訓 令

○愛媛県議会訓令第1号

愛媛県議会事務局

愛媛県議会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年 3月31日

愛媛県議会議長 清 家 俊 蔵

愛媛県議会事務局規程（昭和39年愛媛県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職)</p> <p>第3条 事務局に事務局長のほか、次の職を置く。</p> <p>(1)~(9) 省略</p> <p><u>(10) 主任技術員</u></p> <p><u>(11) 省略</u></p> <p><u>(12) 省略</u></p> <p><u>(13) 省略</u></p> <p><u>(14) 省略</u></p> <p><u>(15) 省略</u></p> <p>2・3 省略</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第5条 各課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(5) <u>議員の報酬、費用弁償及び政務調査費に関すること。</u></p> <p>(6)~(17) 省略</p> <p>議事調査課 省略</p> <p>政務調査室 省略</p> <p>(課長及び室長の専決事項)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 総務課長の専決事項は、前項のほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p><u>(3) 愛媛県政務調査費の交付に関する条例（平成13年愛媛県条例第30号）第12条第1項の規定に基づく収支報告書等の閲覧に関すること。</u></p> <p><u>(4) 省略</u></p> <p><u>(5) 省略</u></p> <p><u>(6) 省略</u></p> <p><u>(7) 省略</u></p> <p><u>(8) 省略</u></p> <p><u>(9) 省略</u></p> <p><u>(10) 省略</u></p> <p><u>(11) 省略</u></p> <p><u>(12) 省略</u></p>	<p>(職)</p> <p>第3条 事務局に事務局長のほか、次の職を置く。</p> <p>(1)~(9) 省略</p> <p><u>(10) 省略</u></p> <p><u>(11) 省略</u></p> <p><u>(12) 省略</u></p> <p><u>(13) 省略</u></p> <p><u>(14) 省略</u></p> <p>2・3 省略</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第5条 各課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(5) <u>議員の報酬及び費用弁償</u> に関すること。</p> <p>(6)~(17) 省略</p> <p>議事調査課 省略</p> <p>政務調査室 省略</p> <p>(課長及び室長の専決事項)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 総務課長の専決事項は、前項のほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p><u>(3) 省略</u></p> <p><u>(4) 省略</u></p> <p><u>(5) 省略</u></p> <p><u>(6) 省略</u></p> <p><u>(7) 省略</u></p> <p><u>(8) 省略</u></p> <p><u>(9) 省略</u></p> <p><u>(10) 省略</u></p> <p><u>(11) 省略</u></p>

附 則

この訓令は、平成20年 4月 1日から施行する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第7号

愛媛県公営企業組織規程及び中山川逆調整池ダム操作規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成20年 3月31日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

愛媛県公営企業組織規程及び中山川逆調整池ダム操作規程の一部を改正する管理規程

(愛媛県公営企業組織規程の一部改正)

第1条 愛媛県公営企業組織規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第3(第10条関係)		別表第3(第10条関係)	
病 院	係 の 名 称	病 院	係 の 名 称
愛媛県立中央病院	省略 (リハビリテーション部) <u>作業療法係、理学療法係</u> 省略	愛媛県立中央病院	省略 (リハビリテーション部) <u>機能訓練係、理学診療係</u> 省略
省略		省略	

(中山川逆調整池ダム操作規程の一部改正)

第2条 中山川逆調整池ダム操作規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第2(第15条関係、第21条関係)			別表第2(第15条関係、第21条関係)		
通 知 の 相 手 方	通知又は通報の方法	摘 要	通 知 の 相 手 方	通知又は通報の方法	摘 要
省略 <u>愛媛県東予地方局建設部</u> 省略 <u>中川駐在所</u> 省略	省略 省略		省略 <u>愛媛県西条地方局建設部</u> 省略 <u>鞍瀬駐在所</u> 省略	省略 省略	

附 則

この管理規程は、平成20年 4月 1日から施行する。